

インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則に関する細則

平成27年 7月16日制定

(目的)

第1条 この細則は、インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(インフラ関連資産等の評価方法)

第2条 規則第6条において準用する不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則（以下、「不動産投信等規則」という。）第6条第2項及び第7条第2項に規定する細則で定める評価方法は、投資信託委託業者が当該資産を組成する資産毎に、それぞれの資産の種類に応じて規則第5条及び第7条、不動産投信等規則第6条第1項及び第7条第1項の規定に基づき評価した価額を合計した額に基づき評価する方法とする。

(資本的支出)

第3条 規則第23条に規定する細則で定める資本的支出は、インフラ投資信託又はインフラ投資法人の保有する個別のインフラ資産等及び不動産等の取得簿価額の100分の1以上に相当する額を支出する資本的支出とする。

(クローズド・エンド型の投資信託の社内規則等)

第4条 規則第28条の2第2号に規定する細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 収益の分配と投資元本の払戻しの区分開示
- (2) 投資元本の払戻しの実施を決定するまでのプロセス
- (3) 投資元本の払戻しの実施の考え方
- (4) 投資元本の払戻しを実施するに際して配慮すべき事項（①長期修繕計画等の中長期的な資金需要等のキャッシュフローに影響を及ぼす事項②その他必要な事項）

(クローズド・エンド型の投資法人の社内規則等)

第4条の2 規則第43条の4第2号に規定する細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 収益の分配と税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しの区分開示
- (2) 税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しの実施を決定するまでのプロセス
- (3) 税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しの実施の考え方
- (4) 税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しを実施するに際して配慮すべき事項（①長期修繕計画等の中長期的な資金需要等のキャッシュフローに影響を及ぼす事項②その他必要な事項）

附 則

この細則は、平成27年7月16日から実施する。